

令和3年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年9月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月2日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	小宮山 定彦 君	8番議員	栗田 隆 君
2 〃	大森 茂彦 君	9 〃	朝倉 国勝 君
3 〃	山城 峻一 君	10 〃	滝沢 幸映 君
4 〃	祢津 明子 君	11 〃	吉川 まゆみ 君
5 〃	中島 新一 君	12 〃	西沢 悦子 君
6 〃	大日向 進也 君	13 〃	塩野入 猛 君
7 〃	玉川 清史 君	14 〃	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 1名

2番議員	大森 茂彦 君
------	---------
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	柳澤 博 君
総 務 課 長	臼井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	大井 裕 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	伊達 博巳 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	堀内 弘達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長崎 麻子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細田 美香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹内 優子 君
子 ど も 支 援 室 長	鳴海 聡子 君
代 表 監 査 委 員	大橋 房夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	宮崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 4 9 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 0 議案第 5 0 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 1 1 議案第 5 1 号 坂城町立坂城小学校（中核避難所）における自立分散型エネルギー導入推進事業工事請負契約の締結について
- 第 1 2 発委第 3 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 1 3 議案第 5 2 号 令和 2 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 5 3 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 5 4 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 5 5 号 令和 2 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 議案第 5 6 号 令和 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 議案第 5 7 号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 5 8 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 0 議案第 5 9 号 令和 3 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 6 0 号 令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 2 議案第 6 1 号 令和 3 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 3 議案第 6 2 号 令和 3 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に2番 大森茂彦君から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、4番 祢津明子さん、5番 中島新一君、6番 大日向進也君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和3年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申

上げます。

さて、いまだ終息の気配を見せない新型コロナウイルスにつきましては、より感染力の強いウイルスへと変異をしながら全世界で猛威を振るい、人々の健康や日常生活はもとより、社会、経済活動に甚大な影響を及ぼし続けております。

日本国内におきましても、令和2年1月に最初の感染が確認されて以来、流行の波を繰り返しながら8月末現在の累計感染者数は150万人に迫り、亡くなられた方は約1万6千人となっております。

流行の第5波と言われる現在の感染状況は、本年5月をピークとする第4波をはるかにしのいでいます。より感染力の強いデルタ株への移行に加え、夏休みやお盆などで人流が増加したこともあり、全国の新規感染者は増加の一途をたどっており、東京都など21都道府県には緊急事態宣言が、また、富山、石川のほか12県にはまん延防止等重点措置が適用されています。

長野県はいずれの対象地域にも含まれないものの、今までにないスピードで感染が拡大しており、お盆明けには連日100人を超える感染確認の発表があるなど、県独自の感染警戒レベルは全県で5に引き上げられ、あわせて、医療非常事態宣言も発出されております。

長野圏域につきましても、8月16日に当町を含む6市町村の感染警戒レベルが5に引き上げられ、新型コロナウイルス特別警報2が発令され、町でも17日に対策本部会議を開催し対応を協議いたしました。

町内におきましても8月中旬以降、感染の確認が続き、周辺地域の状況からも厳重な警戒が必要であることから、町民及び事業者の皆様に変更して感染拡大防止の取り組みについて、呼びかけを強化させていただいているところであります。

一方、県内の年代別の感染動向を見ますと、ワクチン接種が進んだ高齢者の感染が大幅に減少しており、大きな効果を挙げていると考えております。

さて、当町のワクチン接種の状況につきましては、5月10日から開始しました65歳以上の方へのワクチン接種はほぼ完了し、7月からは基礎疾患のある方や早期接種の必要がある教職員、保育士、介護サービス等従業者に加え、町商工会にもご協力いただき飲食業や小売業などに携わる方への接種を実施した後、対象年齢を順次拡大しながら町民の皆様への接種を進めております。

現在は、12歳以上の方全てを対象としており、8月26日現在で住民基本台帳に登録のある方に対する接種率は、65歳以上の方については1回目の接種完了が94.2%、2回目の接種完了が93.5%となっております。また、12歳から64歳以下につきましては、1回目の接種完了が54.3%、2回目の接種完了が34.5%となっており、対象者全体では1回目の接種完了が70%、2回目の接種完了が57.8%という状況であります。

今後につきましては、ワクチンの供給量が減少しており、なかなか要望どおりに確保することが難しくなっている状況ですが、引き続き希望する方への接種が早期に終わるよう取り組んでま

いりたいと考えております。

また、テクノハート坂城協同組合が主体となって行う職域接種につきましては、上田市の医療法人光仁会川西医院様にご協力をいただけることとなり、6月25日に厚生労働省に対し申請を行いました。

現在のところ、9月7日からワクチン接種が開始できる見込みで、10月末には2回目の接種が終わる計画としております。

なお、職域接種に申し込まれた企業は36社、約1,500人で、各自治体での一般接種が進み当初の予定より人数は減りましたが、各企業にも受付事務や駐車場整理などご協力をいただき接種を進めるということでもあります。

この職域接種により、町内企業等への感染拡大の抑制や当町エリア内の集団免疫が高まることを期待するところであります。

なお、ワクチン接種は着実に進んでおりますが、全国的な感染拡大の状況等を踏まえる中で、町民の皆様には人と会う機会の低減と基本的な感染防止対策を再度徹底していただくよう改めてお願いしたいと思います。

さて続いて、経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカではワクチンの普及などを背景に個人消費が増加し、4～6月の実質GDPは前期比年率プラス6.5%と前期から小幅に加速しております。ヨーロッパにおいても活動制限の段階的な緩和を受けて個人消費が持ち直し、ユーロ圏の4～6月の実質GDPは前期比年率プラス8.3%と三四半期ぶりのプラス成長となっております。

また、中国においても人出の回復に支えられた個人消費とともに企業の設備投資の拡大により、4～6月期の実質GDP成長率は前年同期比プラス5.3%と前期のプラス1.6%から加速し、景気の堅調な拡大が伺われるところであります。

次に、国内の状況であります。内閣府による8月公表の4～6月期の実質GDPは、堅調な設備投資やサービス消費の持ち直しなどにより、前期比年率プラス1.3%と三四半期ぶりのプラス成長となっております。月例経済報告では、「景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」との観測であり楽観はできない状況としております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が7月に発表した金融経済動向におきまして、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から、「長野県経済は、一部に弱い動きがあるものの、持ち直しの動きが続いている」としているところであります。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は7社、マイナス7社、変わらない5社となっております。売上げについてもほぼ同様で、前回調査と比べプラスと回答した企

業は減っているものの、前年同期との比較ではほとんどの企業がプラスと回答しており、持ち直しの動きが進んでいる状況が伺われています。

一方、雇用については、4～6月の実績が総計でプラス30人と前回調査時に比べ減少しておりますが、来年4月の雇用予定は全企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では63人の増員予定で雇用情勢も回復の傾向となっております。

今後、社会経済の動向が上向き町内企業がますます回復することを期待するところであります。

さて、令和2年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分については、令和元年度と比較いたしますと、プラス4.2%、約3,100万円の増収となっておりますが、法人分については、東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響による法人所得の減少、また、法人税割の税率改正等によりマイナス50.3%、約2億8,600万円の減、固定資産税はプラス2.2%、約2,800万円の増で、町税全体では前年度対比マイナス8.5%、約2億3,700万円の減収であります。

また、地方交付税につきましては、特別交付税において令和元年度算定された東日本台風災害による費用分等が減額となりましたが、普通交付税において算定基礎となる、基準財政需要額に幼児教育・保育の無償化に要する費用等が追加されたことなどにより増額となったことから、地方交付税全体では前年度対比プラス3.0%、約3,300万円の増額となっております。

令和2年度の財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度と同じく0.704であり、県内における順位についても昨年同様77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第3位であります。

地方特例交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い令和元年度に交付されたこども・子育て支援臨時交付金が、令和2年度から普通交付税への算入となったことにより、前年度から約3,700万円の減額、あわせて、分担金及び負担金においても、保育負担金の減収等により約1,900万円の減額となりました。

次に、国庫支出金につきましては、特別定額給付金給付事業や子育て世帯臨時特別給付金給付事業、地方創生臨時交付金等、新型コロナウイルス関連の補助金等が交付されたことにより、前年度と比較し約18億5,600万円の大幅な増額となっております。

また、寄附金につきましては、ふるさと寄附金として多くの皆様からご寄附をいただいたことなどにより、前年度対比26.8%、約4千万円の増額、町債につきましては、令和元年度からの繰越事業である災害復旧事業に係る借入れや臨時財政対策債発行額の増加などにより、プラス24.5%、約1億3,900万円の増額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比プラス29.4%となる90億489万2千円であります。

一方、歳出につきましては、普通建設事業費において町道A01号線道路改良事業及び橋梁修繕事業、移動系防災行政無線整備事業のほか、村上小学校蓄電池設備設置事業、第2分団詰所新築工事などを実施し、前年度対比プラス16%、約1億1,200万円増額の約8億1千万円となりました。

また、東日本台風により被災した上五明及び四ツ屋地区の農地災害復旧事業や消防団ポンプ操法訓練場の移転復旧工事等の災害復旧事業費が約1億200万円、先ほどの普通建設事業費と合わせました投資的経費全体で、前年度対比プラス11.3%の約9億1,300万円でございます。

次に、義務的経費につきましては、会計年度任用職員制度の開始により人件費につきまして、前年度対比プラス13.1%、扶助費マイナス1.7%、公債費マイナス5.4%で、義務的経費全体では前年対比プラス4.2%の約25億3千万円でございます。

そのほかの経費につきましては、新型コロナウイルスに関連した支援として、1人10万円を支給した特別定額給付金給付事業などにより、補助費等で前年度より約18億4,200万円の増額、物件費ではGIGAスクール構想推進事業による児童生徒1人1台端末の整備のほか、感染症予防対策として衛生用品の購入やパーティション等の備品購入などにより、前年度より約4,500万円の増額となるなど、その他の経費全体としては、プラス54.1%、約19億2,800万円の増額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比プラス31.2%となる89億3,692万3千円の決算となっております。

なお、令和2年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、昨年度と同じくいずれもマイナスの数値となっております。

また、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率については、3か年平均で、前年度からマイナス0.1ポイントの9%となっており、いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負債の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、6月定例会以降の事業の状況並びに本議会に上程いたします主な内容について述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中、本年度の坂城どんどんにつきましては、実行委員会の皆様のご意見等をいただく中で、踊り流しや子ども広場等を行う形でのお祭りは中止とし、新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに、町民の皆さんを活気づけ、加えて夏の思い出に残る楽しいひとときを過ごしていただけるよう花火の打ち上げを8月7日に行いました。

町内2か所から打ち上げられた花火は、千曲川の堤防やびんぐし湯さん館からもよく見え、ご

覧いただいた方からは大きな拍手のほか、小さなお子さんから「ありがとう」の大きな声も聞こえ、和やかなひとときとなったものと考えております。

また、8月14日に予定しておりました「第65回坂城町成人式」と翌15日に予定しておりました「第66回坂城町成人式」につきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている中、様々な地域から成人者が一堂に会することは、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いと考え中止の判断をいたしました。

成人式の開催を楽しみにしていた皆様には、大変心苦しい判断となりましたが、新成人の皆様には私からのお祝いの挨拶や、成人者代表の言葉、恩師からのお祝いのメッセージなどを動画にし、坂城町公民館のユーチューブチャンネルで配信するとともに、町議会議員の皆様からもお祝いの言葉をいただく中で、成人式メッセージ集を作成し、記念品とともに成人者にお届けしたところでございます。

小中学校では、夏休みを終えて2学期が始まりました。久しぶりに学校中に子ども達の元気な笑顔があふれました。

2学期を迎え、残暑はまだまだ厳しい状況ではありますが、一昨年整備しました普通教室に加えて、今年度は夏休みの期間を利用して特別教室等への空調設備の設置事業を進め、8月末をもって設置工事が完了いたしました。新型コロナ感染拡大防止のために季節を問わずマスクの着用が求められる中、より快適な環境を整え児童生徒の学習を支援できればと考えております。

また、8月29日町総合防災訓練を、四ツ屋、戌久保を除く坂城地区を対象に坂城小学校において開催いたしました。コロナ禍のため参加者を限定しての実施となりましたが、13地区の自主防災会を中心にご参加をいただきました。訓練は令和元年東日本台風などを踏まえて、大雨による水害や土砂災害を想定する中で、本年5月に施行されました改正災害対策基本法による新たな避難情報に対応した、同報系防災行政無線による地区放送や移動系防災行政無線を使った情報伝達訓練をはじめ、コロナ禍の中、感染症にも配慮した避難所の開設、運営を行う訓練などを実施したところであります。

また、7月初旬には全町の自主防災会を対象とした防災説明会を2日に分けて開催し、新たな避難情報の内容や情報の出し方、6月に全戸配布したハザードマップの見方や要支援者名簿の活用などについてご説明をさせていただきました。

また、いくつかの地区では防災訓練や講習会などに職員をお呼びいただき、地域の皆様に直接ご説明させていただく中で、防災知識の普及を図るとともに意識の高揚につなげております。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えが重要であります。コロナ禍ではありますが、今後も家庭や地域、行政、関係機関が連携し、有事の際に対応できるよう防災意識の高揚と防災対策に努めるとともに、命を守る行動の周知徹底を図り、安心・安全で災害に強い町づくりに努めてまいりたいと考えております。

さて、町では9月20日の敬老の日を迎えるにあたり、長寿のお祝いと敬老の意を表し、米寿、白寿、並びに100歳以上の皆様を対象として敬老祝金をお贈りいたします。本来ですと全員の方を訪問しお祝いを申し上げたいところではありますが、新型コロナウイルスの感染が再拡大している状況に鑑み、敬老訪問につきましては、99歳以上の皆様を対象として行うこととし、9月4日土曜日に実施をいたします。

なお、今年度の対象者は、9月1日現在、88歳の米寿の方が112名、99歳の白寿の方が7名、100歳以上の方が14名、合計133名の方が対象で、最高齢は大正6年生まれの104歳の方であります。

さて、9月4日から11月21日まで、鉄の展示館では特別展「天華百剣と名刀写し展 in 坂城」を開催いたします。

この展示会は、全日本刀匠会の協力の下、角川コミックの「天華百剣」とコラボレーションした企画展で、宮入小左衛門行平刀匠が石田切込正宗の写しで参加し、また、先代の行平刀匠による大般若長光の写しも特別に展示されますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

続きまして、10月に町国際交流協会、町議会の皆様と予定していたポーランド、ツェレスティヌフ郡への訪問交流事業につきまして、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、今年度の訪問を中止することといたしました。

先方と連絡を取り合う中では、感染症拡大が収まった段階での改めての訪問についてお誘いをいただいているところであり、今後の訪問を含めた交流の進め方などについて協議を行ってまいりたいと考えております。

また、10月2日に開催を予定しておりました「第61回町民運動会・第43回交通安全町民大会」につきましても、実行委員会を組織し開催の方法等について検討してまいりましたが、十分な感染予防対策を講じることは難しいと判断し、中止することといたしました。町民の皆様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、新工業団地造成事業につきましては、坂城町土地開発公社により「坂城町南条産業団地造成工事」を、また、町において、「町道A09号線道路改良工事」を進めております。

両工事とも7月7日に起工式を執り行い、あわせて施工業者による安全祈願祭も行われ、安全な施工を第一とし安全協議会を組織する中で、進捗管理や農耕車の迂回路の確保など調整を図り工事を進めております。

現在の進捗状況としましては、南条産業団地造成工事では調整池と造成盛土の施工を、また、A09号線道路改良工事については、舗装路盤と歩道部の施工及び下水道管渠の移設工事が完了し、既設管渠の撤去工事を行っております。

なお、造成工事に合わせまして、千曲川河川事務所により、6月の4、500立米に加え、追加で千曲川の災害復旧工事に伴う搬出土砂、約2、400立米の搬入をいただけることとなった

ほか、上田水道管理事務所の発注による、配水管布設工事が、舗装路盤の施工に合わせて進められるなど、国・県等関係機関には、円滑な事業の進捗にご配慮をいただいております。

工事に際しましては、町議会、地元区、農業者、農業者団体、用水組合、隣接の企業など多くの皆様方のご理解とご協力で改めて感謝を申し上げるところであります。

また、町道A01号線道路改良事業酒玉工区につきましては、若草橋南側、大口交差点までの道路改良工事が完成いたしました。皆様の長期間にわたるご協力に感謝申し上げます。

また、金井工区につきましても、この秋より歩道舗装工事の実施を予定しており、より安心安全な道路の完成を目指してまいります。

なお、酒玉工区の完成に伴い、金井工区から酒玉工区間の未整備区間の一部、約200メートルを新たに保地工区として実施する計画であり、先月5日に地元説明会を開催しました。

本年度は、現地の測量から開始し、道路設計、用地測量を進めていく計画としております。

また、国道18号坂城更埴バイパスにつきましては、7月28日に新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会による要望活動を千曲市、長野市、上田市、坂城町合同で、長野県庁及び長野国道事務所に対して行ったほか、8月2日には、町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の総会を開催し、国と県から事業の進捗状況などについて説明を受けたところでございます。

今年度は、既に着手しております小網地区バイパス予定地支障木伐採工事と網掛地区の道路改良工事に加えて、秋以降、上五明地区において埋蔵文化財発掘調査工事を行う予定であり、現状における国道バイパス事業全体の進捗率は約29%、用地買収の進捗率は約81%となっております。

また、主要地方道坂城インター線延伸工事につきましても、今年度、坂城更埴バイパスまでの区間について道路等の予備設計を行う予定としており、坂城インター線事業を含め、さらに進捗を図るべく国や県等の関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、長野広域連合B焼却施設の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大などによる影響から工程に遅れが生じたため、予定した施工期間の2か月延長を余儀なくされ、試運転開始が令和3年12月、竣工が令和4年5月末となりました。これに伴い、遅延する2か月間のごみ処理につきましては、10月8日までは葛尾組合において通常どおり受入れを行い、10月11日から11月30日までの間は、ながの環境エネルギーセンターにおいて処理を行うこととしており、遅延期間についても町民の皆様の利便性が損なわれないよう対応してまいります。

町といたしましては、長野広域連合によるB焼却施設への移行をごみに関心の高まる機会と捉え、先月から町内全区を対象に「ごみ減量化・資源化懇談会」を開催しております。11月にかけて各地区に出向いて啓発を図る中で、新施設への円滑な移行と一層のごみ減量化の推進に努めてまいります。

さて、町では現在運行している循環バスと併用した新しい地域公共交通システム導入に向けた検討を行っております。

昨年11月に地域交通利用促進協議会に、新システムの構築に向けた研究を行うための部会を設置し、学識経験者として長野大学の教授にもご参画いただく中で検討を重ね、先般、部会として新公共交通システムの案をまとめていただきました。

案の概要といたしましては、地元タクシーを利用したドア・ツー・ドアによる、定額での乗合事業を導入することで、利用者は従来の循環バスと新しいシステムを選択することが可能となり、移動手段の幅が増え利便性の向上につながるというものでございます。

今後は、地域交通利用促進協議会を開催し、部会でまとめていただいた案についてご審議いただいた後、北陸信越運輸局や交通事業者など関係機関と順次調整を進め、実証実験による試験運用という形で早期の運用につなげてまいりたいと考えております。

さて、上水道事業につきましては、全国的に施設の老朽化や人口減による給水量の減少などが今後の大きな課題となっております。

当町は主に県営水道から給水しておりますが、安全で安心な水道水を、安定して供給できる持続可能な体制を構築するため、県営水道の給水事業エリアである当町を含む上田市から長野市に至る3市1町において、7月12日に県知事宛てに水道事業の広域化に係る要望書の提出を行いました。今後は3市、県企業局とともに、水道施設の最適な配置も含めて地域にふさわしい水道事業の在り方について検討してまいります。

続いて、県の高校再編につきまして、当町を含む旧第4通学区においては、各分野から選出された委員により協議会が組織され、これまで8回にわたり意見交換を進めてまいりました。このたび、地域住民の皆さんからの意見もお寄せいただく中で、「旧第4通学区高校の将来像についての意見・提案書」がまとまり、8月24日に県教育委員会に提出されました。

県立坂城高等学校につきましては、協働的学習や少人数学習に取り組み、地域企業等との連携を進めるとともに、1人1台端末などICTを駆使し特色ある学びの実践がいち早く導入されており、意見・提案書の中では、地域の実情も考慮し中山間地存立校として、特色ある学びの拠点として維持していくことを要望する旨が、協議会全会一致の意見としてまとめられております。

今後の高校再編のスケジュールといたしましては、令和4年3月に県教育委員会から協議会より提出された意見、提案書等を踏まえた再編案が提案され、5月から7月にかけて住民説明会等が開催され、来年9月に確定する予定となっております。

さて次に、今議会に上程する主な内容でございますが、今年度整備を進めてまいります、坂城小学校の太陽光発電及び畜電設備の設置工事について、7月29日の入札会で決定しました施工業者と仮契約を締結し、今議会に工事請負契約の締結に係る議案を上程いたします。

本事業は、スマートタウン構想事業の取り組みのひとつとして、CO₂削減による地球温暖化

対策と災害など非常時に、地域の避難所となる体育館の電力確保を併せて実現するため、約30キロワットの発電容量と35.3キロワットアワーの蓄電容量を備えるものでございます。

次に、補正予算についてでございます。7月5日から、びんぐし湯さん館の休館をいただき源泉井戸の点検工事を実施したところ、稼働中の源泉ポンプに一部損傷が確認されたため、故障する前に新しいポンプに交換するための経費について計上させていただいております。

また、信州さかきふるさと寄附金につきましては、8月末現在で6,069件、1億484万8千円のご寄附をいただき、金額ベースの前年同月比でプラス100%と果樹類を中心に昨年度を大きく上回る寄附のお申込みをいただいております。

寄附の増加に伴い、必要となる歳入・歳出双方の増額につきまして、補正予算に計上しております。

今後もふるさと寄附を通じ、町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

また、昨年に引き続き長野市と長野市商工関係団体から、新型コロナウイルス感染症終息と県内経済復興を祈念した花火事業の提案がありました。県下市町村が同時期に一斉に花火を打ち上げ、令和元年東日本台風災害からの復興に加え、県民生活に多大な影響を与えている新型コロナウイルスの終息と、それにより打撃を受けている県内経済と県民マインドの回復を祈念するとともに、県民の命を守るため最前線で尽力されている医療従事者の皆様への感謝を表すものとしており、当町としても協調してまいりたいと考えて、所要の経費について計上したところでございます。

以上、新型コロナウイルス接種の状況と令和2年度の決算状況、そして、本年度の事業の進捗状況並びに本議会上程の主な内容について申し上げましたが、今議会にお諮りする案件は、人事案件が6件、工事請負契約の締結1件、一般会計・特別会計の令和2年度決算の認定5件、条例の一部改正1件、補正予算5件の計18件であります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジック株式会社に係る令和3年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配

付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（小宮山君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第11「議案第51号 坂城町立坂城小学校（中核避難所）における自立分散型エネルギー導入推進事業工事請負契約の締結について」までの7件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第51号まで順次ご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる小林晴茂氏、人権擁護委員として引き続きご尽力をいただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

小林氏は、永年、県職員として勤務され、退職後、平成27年から人権擁護委員として活動いただき、その功績に対し令和3年には長野県人権擁護委員連合会長から表彰されるなどご活躍いただいております。

人格、見識ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

続きまして、日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる林律子氏に代わり、前沢栄子氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

前沢氏は、永年、町職員として保健センターに勤務され、退職後、令和2年から現在まで女性専門相談員としてご活躍いただいております。

人格、見識ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

林氏につきましては、1期3年にわたり町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

続きまして、日程第7「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる竹内琴美氏に人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく法務大臣に推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

竹内氏は、永年、町職員として保育園に勤務され、村上保育園園長を経験されております。退職後は平成29年から令和3年まで子育て支援センター所長としてご活躍いただきました。

人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

続きまして、日程第8「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる島田秀一氏に人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

島田氏は永年、教員として勤務され、小・中学校長を歴任されております。退職後は村上児童館長を務め、現在は南条児童館長としてご活躍いただいております。

人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

次に、議案第49号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって小熊友和委員の3年間の任期満了にあたり、その後任として、見識も高く地域の信望も厚い高橋一氏が適任と存じ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は、令和3年10月1日から3年間であります。小熊氏には、4期12年間にわたり、ご尽力いただきましたことに心より感謝と御礼を申し上げます。

次に、議案第50号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、千曲市、坂城町、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置している千曲市・坂城町等公平委員会の委員のうち、本年11月20日をもって任期が満了となる山崎典久委員について、同氏が経験豊富で、人格、識見ともに優れていることから引き続き委員として再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は、令和3年11月21日から令和7年11月20日までの4年間であります。

最後に、議案第51号「坂城町立坂城小学校（中核避難所）における自立分散型エネルギー導入推進事業工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、災害時に地区の中核避難所となる坂城小学校体育館に太陽光発電設備及び蓄電設備を整備する請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容としましては、発電容量約30キロワットの太陽光発電設備及び蓄電容量35.3キロワットアワーの蓄電設備を設置するほか、これらに伴う附帯工事であります。

請負金額は6,380万円で、契約の相手方は協栄電気興業株式会社であります。

また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和4年1月14日までであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時50分～再開 午前11時00分)

議長(小宮山君) 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)適任」

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)適任」

◎日程第7「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)適任」

◎日程第8「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)適任」

◎日程第9「議案第49号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)同意」

◎日程第10「議案第50号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)同意」

◎日程第11「議案第51号 坂城町立坂城小学校(中核避難所)における自立分散型エネルギー導入推進事業工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第12「発委第3号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」から日程第23「議案第62号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」までの12件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(小宮山君) 朗読が終わりました。

次に、趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長(塩野入君) 発委第3号「坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」

趣旨説明をいたします。

本案は、昨今の社会情勢を勘案し、議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会の請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

さらに、表決について、新たに採決システムを用いて表決を採ることもできるよう改めるものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

町長（山村君） それでは、議案第52号から62号までご説明申し上げます。

まず、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額90億489万2千円、歳出総額89億3,692万3千円で、歳入歳出差引額は6,796万9千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から事業の実施時期や工期の関係で令和3年度へ繰り越した町道A01号線等の道路改良事業や昭和橋等の橋梁修繕事業のほか、坂城町体育館入口の横断歩道新設事業などの繰越事業の充当財源となる1,986万4千円を除いた4,810万5千円であります。この実質収支額から2,500万円を財政調整基金に繰り入れた残額の2,310万5千円が令和3年度への繰越金であります。

歳入の主な内容としましては、自主財源の7割程度を占める町税については、法人町民税の減収等により、令和元年度と比較しマイナス8.5%、約2億3,700万円の減額となりました。

一方で、地方交付税については、幼児教育・保育の無償化や会計年度任用職員制度の施行により、その経費が普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に追加されたこと等によりプラス3%、約3,300万円の増額、国庫支出金においては、新型コロナウイルス感染症への対策費用として1人10万円を支給する特別定額給付金事業補助金や地方創生臨時交付金が交付されたこと等により、約18億5,600万円の大幅な増額となりました。

続いて、歳出の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症への対策に要する費用として特別定額給付金給付事業の約14億9,400万円のほか、地方創生臨時交付金約2億4,300万円を活用し、子どもへの図書カードの配布や親元から離れて暮らす学生への商品券等の配布など、町民の皆様に対する支援や事業所への支援として、事業所が借り入れる町制度資金に対する保証料及び利子への補給等を実施したほか、感染症等による学校の臨時休校時においても、リモート学習により児童生徒の学びの場の継続を図るため、1人1台の端末と校内等の情報通信

ネットワークの環境整備を実施いたしました。

また、そのほかのハード事業といたしましては、町道A01号線及びA09号線道路改良事業に約1億1,200万円、昭和橋、鼠橋等の橋梁修繕事業に約2億400万円、移動系防災行政無線整備事業に約1億1,800万円、村上小学校蓄電池設備設置事業に約4,300万円のほか、令和元年東日本台風災害復旧事業の約1億200万円などであります。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和2年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億9,056万1千円、歳出総額13億8,891万1千円で歳入歳出差引残額は165万円となり、このうち85万円を国民健康保険基金に積み立て、80万円を令和3年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税2億9,301万円、県支出金9億9,989万3千円、一般会計繰入金8,456万3千円であります。

歳出の主な内容としましては、保険給付費9億7,924万3千円、事業費納付金3億6,294万4千円、保健事業費1,430万円であります。療養給付費及び療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較いたしますと7.2%の減となっております。

次に、議案第54号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に新地及び鼠地区の整備により、令和2年度末で供用面積は559ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は90%となりました。

令和2年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億1,505万9千円、歳出総額11億3,645万円で、繰越明許費繰越額の7,829万2千円を除いた31万7千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内容としましては、受益者負担金7,942万円8千円、下水道使用料1億7,331万7千円、国からの交付金1億6,199万2千円、一般会計からの繰入金3億円、町債3億9,970万円あります。

歳出の主な内容としましては、上流処理区維持管理負担金7,672万5千円、下水道管渠工事費4億6,215万円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金4,272万2千円、長期債元利償還金3億7,795万3千円あります。

続きまして、議案第55号「令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和2年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億1,120万5千円、歳出総額13億8,269万5千円で歳入歳出差引残額は2,851万円となり、このうち600万円を支払準備基金に積み立て、2,251万円を令和3年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、介護保険料3億1,368万4千円、国庫支出金3億3,382万3千円、支払基金交付金3億5,082万3千円、県支出金1億9,388万8千円、繰入金1億9,357万9千円であります。

歳出の主な内容としましては、保険給付費12億5,868万9千円、基金積立金3,404万7千円、地域支援事業費5,251万9千円であります。前年度と比較し、保険給付費は1.0%の増、地域支援事業費は3.3%の減でありました。

次に、議案第56号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和2年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億3,325万6千円、歳出総額2億3,318万6千円で歳入歳出差引残額は7万円となり、全額を令和3年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料1億8,766万7千円、一般会計繰入金4,544万円であります。

歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,146万3千円、事務費等総務費172万3千円であります。

続きまして、議案第57号「坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、行政手続の簡素化を図り、申請者の事務手続の負担を緩和するために行う押印の見直しに伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

内容としましては、固定資産評価委員会への審査請求を行う際に使用する審査申出書及び不服審査の口頭審理において意見を述べる際に使用する口述書について、申請者に対して押印または署名押印を求める規定を削除するものであります。

次に、議案第58号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,422万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を71億9,714万円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、地方交付税4億5,539万円、国庫支出金4,561万3千円、ふるさと寄附金などの寄附金8,140万円、臨時財政対策債などの町債2億848万6千円をそれぞれ増額し、基金繰入金4億8,189万9千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設維持補修工事930万円、ふるさと寄附金分

を基金へ積み立てるためのふるさとまちづくり基金積立金8千万円、返礼品や業務委託料等ふるさと納税事業に係る経費5,160万円、町が所有するダンプカーの更新に要する費用650万円、新型コロナウイルス予防接種事業に係る経費3,725万6千円、令和元年東日本台風による六ヶ郷用水頭首工災害復旧事業及び長寿命化事業に係る負担金978万3千円、町道A01号線鼠・新地間舗装修繕工事750万円、広域行政事業基金積立金4千万円、文教施設等整備基金積立金5千万円をそれぞれ増額するものであります。

また、町道A01号線、町道A06号線について事業の進捗に合わせ予算の組替えを行うとともに、人件費について現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

次に、議案第59号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億9,160万8千円とするものであります。

歳入の内容としましては、保険給付費等交付金9万7千円、前年度繰越金29万9千円を増額し、歳出の内容につきましては、保健事業費9万7千円、保険給付費等交付金返還金29万9千円を増額するものであります。

次に、議案第60号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億4,919万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰越金31万6千円を増額し、歳出の内容につきましては、委託料99万8千円、工事請負費330万円、一般会計繰出金31万6千円を増額し、職員人件費410万円、負担金補助及び交付金19万8千円を減額するものであります。

次に、議案第61号「令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,250万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億4,344万5千円とするものであります。

歳入の内容としましては、前年度繰越金2,250万8千円を増額し、歳出の内容につきましては、基金積立金557万6千円、国庫支出金返還金1,348万7千円、支払基金交付金返還金70万9千円、県費支出金返還金273万6千円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じて一部予算の組替えを行うものであります。

最後に、議案第62号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を

2億3,648万4千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰越金6万9千円を増額し、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金6万9千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 続いて、各課長等に議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について説明を求めます。

財政係長（細田さん） 令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について、決算書の事項別明細書13ページから及び資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ、4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

決算書、事項別明細書の13ページ、款1町税につきましては、収入総額が25億3,741万2千円で、前年度と比較しまして、率にしてマイナス8.5%、金額で2億3,694万7千円の減収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では前年度対比プラス4.2%、法人分では、東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響等による法人所得の減少や法人税割の税率引下げ等によりマイナス50.3%となり、町民税全体では、マイナス19.3%、2億5,512万9千円の減という状況であります。

そのほかにつきましては、固定資産税はプラス2.2%、軽自動車税はプラス7.0%、町たばこ税はマイナス10.2%、入湯税につきましては、新型コロナウイルス感染症が全国的に流行したことの影響などによりマイナス32.8%という状況でございました。

続いて、14ページの款2地方譲与税でございます。国の特別会計における借入金により令和元年度から前倒しで交付されている森林環境譲与税について、災害防止国土保全機能強化等の観点から、森林整備のさらなる促進を図るため令和2年度において約220万円の増額となったことなどによりまして、決算額は6,610万8千円、前年度対比プラス1.9%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額165万円で、前年度に対し8万8千円の減、款4配当割交付金は、決算額727万2千円で37万6千円の減、款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額839万3千円で400万1千円の増となっております。

15ページの款6法人事業税交付金につきましては、法人町民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を県から市町村に従業員数に応じ交付されるもので、初年度となる令和2年度については、経過措置により交付となる基準について従業員数ではなくそれぞれの市町村の過去3年間の法人税割額の平均額に応じ交付され、当町の交付額は5,617万5千円となりました。

款7 地方消費税交付金につきましては、消費税率が令和元年10月に8%から10%になったことに伴い、地方分についても1.7%から2.2%に引き上げられたことにより、決算額は3億5,095万2千円で前年度に対しプラス21.2%、6,127万8千円の増でございます。

続きまして、款8 環境性能割交付金につきましては、自動車購入時において自動車の環境性能割に応じ賦課される税金を財源としましてその一部が県から交付されるもので、決算額は429万円となりました。なお、環境性能割については、臨時的に1%の軽減措置がされており、この減収分については、この後の款9 地方特例交付金で交付されております。

次に、款9 地方特例交付金につきましては、住宅借入金等税額控除に係る地方公共団体の減収分や先ほどの環境性能割交付金の減収分を補填する交付金で、決算額は1,395万1千円、前年度に対しマイナス73%、3,771万7千円の減となりました。減額の理由につきましては、令和元年度においては幼児教育・保育の無償化による保育料等の減収分として約4,100万円が交付されましたが、令和2年度はこの分について普通交付税の算定項目に含まれたことから減額となったものでございます。

続きまして、款10 地方交付税でございます。2年度の普通交付税は、算定の基礎となる基準財政収入額及び基準財政需要額ともに増額算定となり、交付額についても前年度対比プラス9.4%、8,926万7千円の増額となりました。

また、特別交付税につきましては、令和元年度において算定された災害復旧に要した費用等が減額となったことから、前年度に対し5,618万8千円の減額となり、地方交付税全体では決算額11億4,619万2千円で、前年度対比プラス3.0%、3,307万9千円の増額となっております。

次に、15ページから16ページにかけての款11 交通安全対策特別交付金につきましては、決算額173万7千円で、前年度に対し14万5千円の増といった状況でございます。

款12 分担金、負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化による保育負担金の減額などにより、決算額1億464万3千円、前年度に対し1,929万9千円の減、19ページにかけての款13 使用料及び手数料につきましては、決算額6,969万5千円、前年度に対し321万1千円の減でございます。

続きまして、19ページから23ページまでの款14 国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行を起因とした支援や感染対策等の財源として、特別定額給付金事業補助金や地方創生臨時交付金、また、前倒しとなったGIGAスクール構想推進事業における公立学校情報機器及び情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る補助金等の交付により、前年度に対し18億5,636万8千円と大きく増加し、決算額は24億5,352万7千円となりました。

次に、23ページから27ページにかけての款15 県支出金につきましては、決算額4億

202万5千円で、介護老人福祉施設整備事業補助金や強い農業担い手づくり総合支援交付金の交付などにより、前年度に比べプラス14.4%、5,058万円の増でございます。

28ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地の売払い、また、基金積立金利子が主なものであり、決算額は2,658万1千円で、土地売払い収入の増額等により前年度に比べ662万6千円の増となっております。

続きまして、款17寄附金につきましては、商工振興及び災害対策への寄附などのほか、ふるさと寄附金についてご寄附をいただいたもので、ふるさと寄附金が増加したこと等により、決算額は1億9,116万1千円、前年度より4,043万9千円の増額となっております。

次に、29ページにかけての款18繰入金につきましては、特別会計からの繰入れやふるさとまちづくり基金や広域行政事業基金など特定目的基金からの繰入れが主なもので、決算額は2億5,399万2千円で、前年度に比べ1億2,067万1千円の増、款19繰越金につきましては、決算額は1億154万9千円で、前年度に比べ4,089万7千円の減となっております。

29ページから32ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等で、決算額は5億93万3千円、前年度対比4.0%の増でございます。

歳入の最後になりますが、32ページから33ページにかけての款21町債につきましては、決算額7億665万4千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、移動系防災行政無線更新などに係る緊急防災・減災事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債発行を行いました。令和2年度においては、突発的なものとして東日本台風被害による復旧事業に係る借入れや新型コロナウイルス感染症の流行による国からの交付金等の減収相当分を補填するものとして借り入れた減収補填債の借入れ、また臨時財政対策債の増額などにより、前年度と比較し24.5%、1億3,894万1千円の増額となっております。

以上、歳入総額は90億489万2,490円で、前年度と比較してプラス29.4%、金額で20億4,335万2千円の増額となりました。なお、調定額に対する収納率は全体で97.6%でございます。

以上で、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 次に、歳出について説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（臼井君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、令和2年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧くださいと存じます。

それでは、決算書38ページをご覧ください。38ページから40ページにかけての款2総務費項1総務管理費目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等経常経費でございます。令和

2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことで、歳出全体にわたりそれまでの節7賃金の科目がなくなり、以降の節が1つずつ繰り上がった科目立てに変更となっております。40ページの節12健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員や会計年度任用職員などが受診しており、職員が何らかの検診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。41ページにかけての職員研修事業につきましては、人事評価制度に関わる委託のほか、コンプライアンス研修や行政のデジタル化に関する研修などを実施いたしました。続いて、職員厚生事業につきましては、市町村互助会負担金などがございます。

目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等使用料が主なものでございます。

42ページにかけての目3財政管理費は、町全体の有料道路通行料などのほか、財政調整基金、減災基金、広域行政事業基金への積立てでございます。

なお、決算状況につきましては広報さかきに掲載し、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（柳澤君） 42ページ、目4会計管理費につきましては、節10需用費のうち印刷製本費は決算書、封筒などの印刷、節11役務費については公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る経費のほか、公共施設等個別施設計画の策定のため節1で策定委員の報酬、節12において計画策定のための委託料を支出いたしました。

次に、目6企画費ですが、43ページにかけての企画財政推進経費の主なものは、節12でコロナ禍において親元を離れて生活している大学生等に対し、帰省した際にリフレッシュしていただけるようリフレッシュ応援事業を坂城町振興公社に委託して実施いたしました。

また、節18では、長野・上田両広域連合への負担金、町の移住・定住人口の増加を目指して町内に住宅を新築された方などに交付した移住定住促進事業補助金が主なものでございます。

なお、高校生タイ国研修につきましては、令和元年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止といたしました。

44ページにかけての温泉管理事業の主なものは、節14で温泉施設の源泉井戸ポンプの故障による交換工事を行い、節18では新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少した振興公社に対し持続化負担金を支出して、節24では施設設備の更新、リニューアルに向けて基金への積立てを行いました。

次に、総合計画等策定事業では、本年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの指針となる第6次長期総合計画を策定いたしました。節1では策定にあたり、広く町内外の関係者の皆様にご審議していただいた際の委員報酬、節10の計画の印刷製本費、また、節12の計画策

定の委託料が主なものでございます。

45ページにかけてのまちづくり推進事業では、節7で行政協力員の謝礼、節12では文書配布等の行政事務委託、節18では地域づくり活動支援として地域が行うコミュニティ活動に助成を行いました。また、節24のふるさと納税による信州さかきふるさと寄附金などを基金へ積み立てたものが主なものでございます。

続きまして、国際交流事業では、節10で「さかきまち防災ハザードマップ」を5か国語で印刷し、節18では町国際交流協会へ補助金を交付いたしました。なお、ポーランド、ツェレスティヌフ郡からお招きをいただき訪問を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止といたしました。

スマートタウン構想事業では、節12で中核避難所への蓄電池蓄電設備の導入に係る調査を委託し、節18において住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどを対象にエネルギーの効率的な利用促進に向け補助を行いました。

次に、46ページにかけてのふるさと納税事業につきましては、節7でふるさと寄附金を寄附をされた方へのお礼の品の代金、節12のインターネットの活用などにより全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性を図るための業務委託が主なものでございます。

続きまして、目7広報広聴費ですが、46ページの広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保持などに係る経費で、主なものは節12のインターネット系のサーバーとシステムの保守に係る委託料、節13のハードウェアのリース料とシステムの使用料などでございます。

広報発行事業につきましては、広報さかきの印刷製本が主なもので、47ページにかけての電子自治体事業は、国の施策として、行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて構築された市町村行政ネットワークに係る経費として、節13のデータセンターの使用料、ネットワーク機器の賃借料、節18の県へのネットワーク負担金などが主なものでございます。

47ページのみ8電算費は、窓口業務に係る電算化の経費が主なもので、節12において機器などの保守料、節13ではソフトウェアの使用料及びハードウェアのリース料、節18では社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金を支出いたしました。

総務課長（臼井君） 続きまして、48ページにかけてのみ10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房空調機械設備等の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費などでございます。節14工事請負費において、役場の防災監視盤の更新を、節17備品購入費において庁用車の更新等を行いました。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、役場入り口へのサーモカメラの設置やトイレ手洗い場の自動水栓化なども行ったところでございます。

住民環境課長（竹内君） 48ページ、目11防犯対策費でございますが、節10需用費の主なも

のは防犯灯に係る光熱水費、修繕料でございます。節18は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金、補助金でございます。

49ページ、目12交通安全対策費の主なもの、節7交通指導員等の報償費のほか、節10需用費のうち、毎年新入学児童に配布しております交通安全ヘルメット等の消耗品、節18は千曲交通安全協会坂城支部に対する補助金等でございます。

続きまして、目13消費生活費の主なもの、節7消費生活展に係る謝礼のほか、節18は高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、50ページにかけての目14男女共同参画推進費の主なものは、節10で第3次男女共同参画パートナーシップの印刷製本、節18において女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助を行いました。なお、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきは新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

総務課長（臼井君） 続きまして、51ページにかけての目15特別定額給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を受けて、町民に外出自粛等を要請したことに伴い、生活支援等の観点から町民1人当たり10万円を給付したもので、18節の給付金以外は給付に係る事務費の事務的な経費でございます。

収納対策推進幹（長崎さん） 続きまして、51ページから52ページにかけての項2町税費目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費などの経常的経費や長野県地方税滞納整理機構への負担金などでございます。

今後も、滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

52ページの目2賦課徴収費につきまして、主なものは節10需用費では町税に係る申告書及び納税通知書等の印刷製本費、節11役務費では住民税申告及び町税の納税義務者等の送付に係る通信運搬費、節12委託費は住民税、固定資産税などの課税に係る電算委託料や令和2年度の評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備委託等でございます。節22償還金利子及び割引料は、法人町民税などの還付金及び還付加算金でございます。

住民環境課長（竹内君） 53ページから54ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費と経常経費でございます。そのほか、節12委託料は、住民基本台帳システム、総合戸籍システム等の保守に係る委託費、節13は住民基本台帳システム、総合戸籍システムの機器等に係る使用料でございます。

総務課長（臼井君） 続きまして、54ページ、項4選挙費目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、項5統計調査費目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

55ページにかけての目2委託統計調査費では、5年に1回実施される国勢調査の本調査をは

じめ、工業統計調査、学校基本調査、世界農林業センサス、経済センサス調査に要する経費を支出いたしました。

総務課長（臼井君） 同じく、55ページの項6監査委員費目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

議長（小宮山君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

福祉健康課長（伊達君） 午前に引き続きまして、款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費から詳細説明を続けます。

決算書56ページから57ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、福祉関係団体への補助金、負担金を交付いたしました。

また、節12にて、新たに生活困窮者等自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、家計や生活など幅広い相談に応じたところでございます。

社会福祉協議会補助事業は、社協の円滑な運営を支援するための社会福祉協議会補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険料軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

住民環境課長（竹内君） 57ページから58ページにかけての目2国民年金事務費でございますが、主なものは、節10需要費のうち印刷製本費で、成人者への啓発物品を作成いたしました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、58ページからの目3老人福祉費でございます。老人福祉一般経費は、節13で福祉バスの賃借料、節18で長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金の交付のほか、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、節17でサーモグラフィーを購入し、老人福祉センターに設置をしたところでございます。

59ページにかけての老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝い金事業が主なものでございます。

高齢者生活支援事業は、移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎など、外出支援サービスに要した経費でございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険料軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保健事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険

料軽減に係る特別会計への繰出金などがございます。

60ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか、燃料費、光熱水費が主なものでございます。

繰越老人福祉一般経費は、令和元年度から令和2年度にかけて進められていた町内の地域密着型特別養護老人ホームの増床に対する補助を行ったもので、増床分の施設につきましては、昨年、令和2年6月1日より稼働をしているところであります。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。61ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい関係団体等への補助金などのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、町内の障がい福祉事業所に対する感染症対策の助成金、特別児童扶養手当等を受給されている方への特別給付金を支給してございます。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給したもので、令和2年度については、コロナ禍での介護の負担を考慮し、在宅介護応援特別給付金を合わせて支給してございます。

福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

61ページから62ページにかけての福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また、就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付が主なものでございます。

63ページにかけての自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去・軽減を図るための更生医療などについて、自己負担分に対する給付を行ってございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての給付や修理費の交付を行ったものでございます。

地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

64ページの障害者計画等策定事業は、今年度から令和8年度までを期間とする障害者基本法に基づく障害者計画及び令和5年度までを期間とする障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉

計画並びに児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画の策定に要した委託費、印刷経費が主なものでございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、目5人権同和推進費の主なものは、節12で同和対策集会所の管理委託、節18では解放運動団体への補助金交付、また、昨年当町で発生した殺人事件の遺族者に対し、遺族見舞金を申し上げました。

次に、66ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費が主なものですが、節14では隣保館の玄関屋根の改修工事を行いました。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症により、隣保館ふれあいフェスティバルを中止いたしました。また、人権啓発等の窓口相談、各種講座の開催などについては、コロナ禍で活動は制限されましたが、工夫しながら実施をまいりました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、66ページの目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、67ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、会計年度任用職員の人件費、介護予防に係るケアマネジメント業務の委託が主な経費でございます。また、町内の介護保険事業所に対し、感染症対策に係る補助金を交付いたしております。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の寝たきりや認知症予防のための生きがい活動支援通所事業、いわゆるミニデイや、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社協に委託して実施をいたしました。

68ページにかけての家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として寝具洗濯等サービスの委託、おむつなど介護用品購入費の補助などを行うとともに、令和2年度におきましては、介護慰労金の支給に合わせ、コロナ禍での介護負担の軽減を図るため、在宅介護者応援特別給付金を支給し、福祉の向上に努めたところでございます。

緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報酬、あんしん電話の保守委託料などのほか、水道メーターによる見守りシステムの運用に要した経費が主なものでございます。

次に、項2児童福祉費目1児童福祉総務費でございます。69ページにかけての児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給しております。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し、町の商品券を支給しております。

障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費が主なもの

でございます。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、児童手当の本則給付を受給している世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付するもので1,693人分の給付金、また、電算委託が主なものでございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、70ページにかけての子育て応援特別給付事業でございます。新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組む子育て世帯に対し、町独自の支援として3つの事業を行いました。

節7では、18歳未満の子ども1人につき2千円の図書カードの配付を行いました。

節18では、国の児童手当上乗せ給付金の対象とならない18歳未満の子どもの保護者に対し、子ども1人につき1万円の給付と18歳未満の子どもがいるひとり親世帯に対して、1世帯2万円の商品券の給付を行いました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、新生児応援臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活支援として給付された国の特別定額給付金の対象にならなかった新生児1人につき10万円を給付するもので、62人への支給を行ってございます。

次に、目2母子・父子等福祉費でございますが、母子・父子等福祉事業費では、母子・父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学校の卒業時に激励祝金などの支給を行ったものでございます。

71ページにかけての、母子・父子医療給付事業は、母子・父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

ひとり親世帯臨時特別給付金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯の家計支援のため、児童扶養手当受給者等に県が支給した特別給付金に伴いまして町が行った制度周知、あるいは申請の受付に係る事務経費でございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、72ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは、人件費をはじめ、節10、3園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託等の経常的経費でございます。

73ページから74ページにかけての目4南条保育園費、75ページにかけての目6坂城保育園費、76ページ、77ページの目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料のほか、新型コロナウイルス感染症対策として衛生用品、備品の購入を行い、環境整備に努めました。

78ページにかけての目8児童館運営費でございますが、3児童館の運営に係る経費で館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目9放課後児童健全育成費は、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品、施

設備品の購入のほか、年間を通じた3児童館の支援員、補助員の人件費でございます。

79ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に関わる経常的経費でございます。安心して利用していただける施設管理と子育てに関する総合相談窓口として専門職を配置し、相談事業の充実に努めました。

福祉健康課長（伊達君） 続きますと、79ページから80ページにかけての項3災害救助費目1災害救助費は、火災により建物に被害を受けた方への見舞金の支給を1件、それと行方不明者の捜索時に自治区が行った炊き出し費用について支出をしたものでございます。

保健センター所長（竹内さん） 続きますと、款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費でございます。80ページから81ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費及び新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品等の購入、町内医療機関への感染対策費用の補助を行いました。

81ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室及びこころの健康相談の開催に係る経費などが主なものでございます。

次に、目2予防費でございます。82ページにかけての予防費一般経費では、休日における在宅当番医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として、長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター並びに信州上田医療センター医師確保事業負担金などがございます。

同じく82ページの結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施したものでございます。

83ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育症治療費助成金が主なものでございます。

84ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

84ページから85ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、接種券の発行業務委託料、ワクチン接種会場用備品など、新型コロナ予防接種実施に係る準備経費でございます。

次に、目4健康増進事業費でございます。85ページの健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

86ページの後期高齢者健康推進事業では、75歳以上の高齢者を対象に一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成を実施し、健康増進に努めました。

食育・健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき食育や健康づくりのための教室などを開催

したものでございます。

同じく 86 ページの目 5 保健センター管理費は、保健センターの管理に要した経常的な経費が主なものでございます。

住民環境課長（竹内君） 87 ページにかけまして目 6 環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では、節 1 環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節 1 2 家庭用浄化槽の汚泥収集、中間処理、堆肥化の委託、自治区環境整備補助事業は、節 1 8 で各自治区の環境浄化整備事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、節 1 2 主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託でございます。狂犬病予防事業は、節 1 2 の獣医師会への狂犬病予防注射などの委託でございます。

目 8 環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節 1 2 町内の主要河川等及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。

建設課長（関君） 続きまして、88 ページ、目 10 合併処理浄化槽設置費は、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正を図るため、県内市町村で組織されました長野県浄化槽推進協議会への負担金、平成 27 年度から 5 年間分として交付されました地方創生汚水処理施設設備推進交付金の精算に伴う返還金でございます。

住民環境課長（竹内君） 88 ページの項 2 清掃費目 1 清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、節 1 0 需用費のうち消耗品費で、資源物収集用用品の購入。印刷製本費では、毎年、全戸配布しております、ごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本でございます。節 1 1 は、ごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料。ごみ危険物収集場整備補助事業は、節 1 8 で区が実施したごみ収集場の整備に対する補助金でございます。

続きまして、88 ページから 89 ページにかけての目 2 塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節 1 0 需用費は、可燃ごみ・不燃ごみ・事業系ごみの指定袋の購入であります。節 1 2 は、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物等の収集運搬処理に関わる委託料、節 1 8 は、長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。資源物回収奨励事業は、節 7 報償費で P T A 等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。ごみ減量化容器等設置補助事業は、節 1 8 個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

目 3 し尿処理費のし尿処理一般経費は、節 1 8 で千曲衛生施設組合の負担金、し尿投入手数料に関わる負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、89 ページからの款 5 労働費項 1 労働諸費目 1 労政費でございますが、90 ページにかけての労政一般経費では、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

90 ページの移住定住・就職支援事業では、節 1 2 で町内企業に勤務する方の居住状況及び人材確保に関する調査をテクノハート坂城協同組合に委託し、勤労者福祉対策事業では、節 1 8 で

更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

91ページにかけての勤労者総合福祉センター管理一般経費は、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料でございます。

次に、款6農林水産業費項1農業費目1農業委員会費でございますが、91ページから92ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員及び推進委員の報酬と職員の人件費が主なものでございます。また、農業者年金業務は、加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

次に、目2農業総務費でございますが、職員の人件費など経常経費でございます。

92ページから93ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして、節18において入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、49歳以下の新規就農対策として農業次世代人材投資資金を5名の方への交付、また、新規就農者支援補助金として5名の方への補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者に対し、農地集積の状況に応じて9名に奨励金を交付いたしました。

93ページから94ページにかけての地域営農推進事業では、節12で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託し、節18で農業支援センターへの補助やさかき地場産直売所への補助を行いました。

また、需給調整推進対策事業につきましては、国が行う稲作から加工米や野菜などへの作付転換を図るため、直接支払推進事業補助金により、坂城町農業再生協議会において現地確認や台帳の作成などの事務を行い、需給調整を行う農家に対する転作推進補助金を交付いたしました。

また、農振地域整備促進事業では、農振地域整備促進協議会を開催した際の委員への謝礼が主なもので、農地銀行活動促進事業は、町内6か所のファミリー農園の用地借上料でございます。

94ページから95ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費が主なもので、95ページのさかきブランド推進事業では、町のマスケットキャラクター「ねずこん」による情報発信の経費や、節18のさかきブランドづくり事業、ねずみ大根まつり実行委員会への補助金などを交付いたしました。

また、さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ応援いただくための取り組みを行ったものでございます。主なものは、節18で千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、コロナ禍により予定されていた坂城駅前葡萄酒祭は開催されませんでした。初めての取り組みとして実施されたオンラインによるワインセミナーの開催に対し、補助金を交付いたしました。

95ページから96ページにかけての有害鳥獣対策事業では、節12で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、節15で網掛区と上平区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節18では農産物を守る電

気柵等の設置補助金などを交付いたしました。

96ページの繰越農業振興一般経費では、節18により、令和元年の台風18号により被害を受けた農業用施設、農業機械の再建、修繕等を支援いたしました。

96ページから97ページにかけての目5農地費、農地一般経費では、節18で、これまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金の償還負担金を土地改良事業償還負担金として、また、六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

97ページの農道等基盤整備町単事業では、町内8か所の水路等の改修工事のほか、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が農道の舗装、補修を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、また、町単補助事業では、自治区等からの要望を受け、原材料の支給や工事に対する補助を行い、13地区の整備を実施いたしました。

続きまして、多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計7団体が行う農地・農業用水の保安全管理や水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対し補助金を交付いたしました。

また、繰越農道等基盤整備町単事業では、節12により、南条、中之条地区の農業水利施設個別施設計画の策定を行いました。

次に、97ページから98ページにかけての項2林業費目1林業総務費、林業総務一般経費は、職員の人件費のほか、節12において森林環境譲与税を活用した間伐などの準備や、森林づくり県民税などを活用した森林教育や環境整備などを行いました。

98ページから99ページにかけての目2林業振興費、松くい虫防除策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行いました。

99ページの町有林管理事業は、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費が主なもので、100ページにかけての特用林産振興事業では五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、お〜い原木会への補助金を交付いたしました。

100ページの子目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節13及び節15では地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装・補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節14では林道等の補修工事を実施いたしました。

次に、100ページからの款7商工費項1商工費目1商工総務費でございますが、101ページにかけての商工総務一般経費では、主なものは職員の人件費で、そのほか節17で新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入のほか、節18において中小企業能力開発学院への補助を行いました。

101ページから102ページにかけての目2商工振興費、商工振興一般経費の主なものは、節18で商工業振興補助金を15社に、また、商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業への補助や商業店舗のリフォームに対する補助を3件実施いたしました。

また、中小企業対策事業では、節18で融資に係る保証料の補給を222件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を165件実施したほか、町内企業の受注機会・販路の拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節20の貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金3億7千万円を町内金融機関4行に支出し、令和2年度の融資実績といたしましては、県及び町制度資金を合わせて222件、約15億7,900万円の融資を実行いたしました。

また、節24の積立金では、経営安定特別資金、新型コロナウイルス対策の5年間の利子補給に対する2年目以降の補給額について積立てを行いました。

102ページから103ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理経費のほか、節12でコミュニティセンターの管理業務を委託している株式会社まちづくり坂城への委託料が主なものでございます。

103ページから104ページにかけての新型コロナウイルス緊急対策事業では、新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響を受けている町内事業所に対して小規模事業者等持続化支援金や飲食事業者等事業継続緊急支援金など、様々な支援事業を展開し事業の継続や経営の安定、また、雇用の維持を図りました。繰越プレミアム付商品券事業は令和元年度からの繰越事業で、町商工会に対してプレミアム付商品券の換金業務を委託したほか、節18で商品券のプレミアム分を補助いたしました。

104ページから105ページにかけての目3観光費、観光一般経費では観光案内用の表示板を2か所に整備し、葛尾城遊歩道など4か所の遊歩道整備を地元区などへ委託したほか、節18では各種観光団体等への負担金を支出いたしました。

105ページからの目4商工企画費、商工企画一般経費ではB. Iプラザの光熱水費支出のほか、節12では令和3年度発行予定の平成の産業史制作業務の委託、節14では、B. Iプラザの屋根改修工事の実施、節18では工業関係の各種団体へ負担金・補助金を交付いたしました。

105ページから106ページにかけての工業団地整備事業では、節12でテクノさかき工業団地内の樹木伐採など環境整備を行い、節14で工業団地内の調整池や用水路のしゅんせつを行ったほか、節24で工業振興施設等整備基金への積立てを行いました。

また、坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助や試験機器等の整備に係る補助、また、空調設備や音響機器などの施設改修に対する補助のほか、オンラインモノづくり展への補助を行いました。

106ページから107ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に

係る経費のほか、「知将！光秀の頃の日本刀と武者絵展」「お守り刀展」などの特別展や企画展等を開催するにあたり、チラシの印刷や展示品の保険料などの経費を支出いたしました。また、節12の委託料の主なものは、株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託を行ったもので、節14では鉄の展示館1階の冷暖房設備の改修工事を実施いたしました。

建設課長（関君） 107ページから108ページにかけての款8土木費項1土木管理費目1土木総務費の土木総務一般経費は、職員の人件費のほか、節10印刷製本費において全戸配布したハザードマップの作成、節16公有財産購入費では、町単補助工事に係る用地費などが主なものでございます。

109ページにかけての項2道路橋梁費目1道路橋梁総務費の道路橋梁総務一般経費は、道路橋梁の照明灯の電気料、道路改良や町道認定に伴う道路台帳の整備に係る委託料が主なものでございます。町単補助事業につきましては、町内23区が実施しました29か所の土木工事に係る補助で、交通安全施設整備事業はカーブミラー、転落防止柵など、交通安全施設12か所の整備に要した経費でございます。目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12委託料において町道の街路樹の剪定、除草、町内主要幹線道路の除雪対応、融雪剤散布の委託、節14では道路、側溝等の維持修繕工事、節15の道路補修用材料や冬季の融雪剤の購入が主なものでございます。

次に、111ページにかけての目3道路新設改良費のうち、道路改良事業（A01号線）につきましては、節14の金井工区、酒玉工区の道路改良工事、また、用地代補償費が主なものでございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、110ページの道路改良事業（A09号線）は、新たな南条産業団地の造成に合わせて基幹道路となるA09号線の道路改良整備を行うもので、委託により測量設計を実施したほか、事業用地に係る用地買収と工事に支障となる農業倉庫等の補償を行いました。

建設課長（関君） 道路改良事業（舗装修繕）につきましては、A01号線四ツ屋地区の舗装修繕を、また、鼠橋通りの国道西側を実施しました。

繰越道路改良事業（A01号線）は、令和元年度からの金井工区、酒玉工区の工事費、補償料の精算、繰越道路橋梁事業舗装修繕は、繰越しをして、令和2年度分と合わせて実施しました。

続きまして、目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業は、節14で昭和橋、鼠橋の橋梁修繕工事を行うとともに、節12委託料では工事に伴う積算設計監理業務及び橋梁詳細調査等でございます。

繰越橋梁修繕事業につきましては、64号橋等の橋梁修繕に係る設計業務の委託料及び工事費でございます。

次に、項3河川費目1河川総務費、河川総務一般経費は、河川愛護活動を行う18団体への補助金、目2河川改良費、河川改良一般経費の主なものは、節14の水路のしゅんせつ工事6か所、水路改良工事6件、名沢川、御堂川の河畔林の整備事業に関わった経費でございます。

113ページにかけての項4住宅費目1住宅管理費のうち、住宅管理一般経費は職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

空家活用事業では、坂城町空家情報バンクの専用ホームページの保守委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空家バンク利用促進補助金を2件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業の住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、合計5件の耐震診断を行うとともに、住宅耐震補強事業の補助を行いました。住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、27件に住宅リフォーム補助を交付いたしました。宅地耐震化事業では、町内に所在する大規模盛土15か所の現地調査を行っております。

続きまして、項5都市計画費目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費は職員の人件費が主なもので、114ページの目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

115ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節12で、びんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に、また、各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託料、また、節14では、びんぐし公園の遊具の修繕工事を行い、節24では公園整備基金へ積立てを行いました。

115ページの花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節12においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇の管理委託、節14では、バラ公園のトイレの感染対策工事を実施しました。

117ページにかけての項6高速交通対策費のうち、目1高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節12の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務や循環バスの運行業務の委託料、節13では循環バス2台分の賃借料などで、節14ではテクノさかき駅前広場舗装修繕工事やバリアフリー化工事として、新地区のA01号線のカラー舗装工事を、節18の主なものは、しなの鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として、沿線市町村で負担し、車両更新なども実施を行いました。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動への影響を受けた交通事業者に対し、地域公共交通の確保のため支援を実施しております。繰越高速交通対策一般経費は、繰越しとなりました令和元年度分のしなの鉄道車両更新分となっております。

目2高速交通対策整備事業の湧水対策事業の主なものは、節10の町内の8か所の湧水対策用の井戸ポンプの電気料のほか、節14では老朽化によるポンプ修繕工事を実施しました。

項7地籍調査費目1地籍調査事業費の主なものは、御所沢地区、坂城8区になりますが、約11ヘクタールの2年目工程としまして、原図の作成や地積測定などの地籍調査に係る委託料が主なものでございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、款9消防費項1消防費目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

118ページにかけての目2非常備消防費でございますが、節7は消防団員の退職報償金、節18は埴科消防協会などの関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、消防団員出動交付金などが主なものでございます。

続きまして、118ページから119ページにかけての目3消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車の機械器具や防火水槽・消火栓の維持管理等に関する経費でございます。主なものといたしましては、節14で金井区の防火水槽改修工事及び第2分団詰所の新築工事等を行いました。節17は、各分団の更新用として消防用ホース、また、第1分団の軽四輪駆動積載車を購入しました。節18は新設1基、修繕2基に関わる消火栓工事の負担金でございます。

102ページにかけての繰越消防一般経費は、移動系防災行政無線整備工事に関わる設計委託料及び工事請負費でございます。

建設課長（関君） 続きまして、目4水防費、水防一般経費は、土のう袋や砂など、水防用の備蓄材の購入が主なものでございます。

なお、総合防災訓練の際に、坂城町消防団と水防訓練を実施しております。

企画政策課長（大井君） 続きまして、目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る経費で、節11で回線の通信料、節12では設備の保守点検料、節14で住民の移動などに伴う戸別受信機等の設置工事や中核避難所などのWi-Fi環境の整備工事に支出をいたしました。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、120ページからの款10教育費についてご説明いたします。

121ページにかけての項1教育総務費目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ、委員会運営のための経常的経費でございます。

122ページにかけての目2事務局費の事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育心理カウンセラーの人件費、学校施設の長寿命化計画策定に係る業務委託経費、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金、そして文教施設整備基金への積立てが主なものでございます。

123ページにかけての教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金が主なもので、令和2年度は新型コロナウイルスに関する支援策として、奨学金に月当たり5千円の上乗せ給付を行いました。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し、私立幼稚園に通園する園児の特定教育、保育の無

償化に伴う給付費及び町内私立幼稚園への施設型給付補助金が主なものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に維持管理に要する経費でございます。

124ページにかけての学力向上事業では、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で、学力向上を図りました。また、中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

125ページにかけての児童生徒支援事業は、各小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

小中学校空調設備整備事業につきましては、小中学校の特別教室等への空調設備設置に係る設計業務委託を行いました。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げるGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台端末等と高速大容量の通信ネットワーク環境整備の一体的な整備を行いました。

続きまして、126ページにかけての項2小学校費目1小学校総務費は、図書館司書の人件費ほか、外国語指導講師の委託料等、南条小学校プールシートの改修、坂城小学校昇降口タイル改修工事、遊具撤去新設工事のほか、感染症対策として、体育館トイレの手洗い自動水栓工事を行いました。

企画政策課長（大井君） 続きまして、126ページのスマートエネルギー設備導入事業は、災害時の避難所として村上小学校の体育館への持続的な電力供給とCO₂削減による地球温暖化対策を図るため、既に設置済みの太陽光パネルから発電する電力を蓄えることができる蓄電設備の設置に係る経費でございます。

教育文化課長（堀内君） 127ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。主なものは、学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費など校舎管理に関わる経費、そして警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等でございます。また、新型コロナウイルス感染予防対策として、消耗品、備品等の購入を行いました。

128ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校で説明させていただきます。

教育振興費は、教科学習に関わる費用が主なもので、教科学習用消耗品などの購入、理科実験用などの教科用備品の購入、そして就学援助費等で、令和2年度においては、小中学校とも新型コロナウイルスに関する支援策として、就学援助費の特別支援費3万円の支給を行いました。

131ページまでお進みいただきまして、項3中学校費目1中学校総務費は、外国語指導講師

に係る委託料等のほか、校務支援システムのリース料等、小学校と同様に感染症対策として、体育館トイレの手洗い自動水栓工事を行いました。

132ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費など経常経費、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等が主な内容でございます。

133ページにかけての目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や教材備品の修理等が主なもので、そのほか各教科で使用する教科用備品等の購入、就学援助費等でございます。

続きまして、134ページにかけての項4社会教育費目1社会教育総務費は、職員の人件費ほか社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、文化協会など各団体への補助のほか、町立図書館南側駐車場用地について、土地開発公社より買戻しを行いました。

135ページにかけての文化の館事業は、光熱水費などの経常的経費、施設の警備委託料などでございます。

目2公民館費、公民館一般経費では、公民館長報酬、副館長、分館役員の謝礼、分館活動費の補助が主なものでございます。

136ページにかけての各種公民館事業は、公民館講座の講師謝礼等ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策により、スポーツ大会をはじめ納涼音楽会、町民運動会、そして文化祭等の行事について中止といたしました。分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕に関わる補助と立町公民館改築工事に係る補助を行いました。

137ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費では、図書館長の報酬、臨時職員の給料のほか、館内清掃等委託や電気保安点検等施設の維持管理に関わるもの、そして図書の購入費が主なもので、その他感染症対策として、トイレの手洗い自動水栓工事を行いました。

138ページにかけての図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

139ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助が主なものでございます。

140ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や「第6回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。

埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査を行い、遺跡の保存に努めるとともに、青木下遺跡で出土された金属遺物の保存処理を行いました。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に関わる経費が主なもので、格致学校西面の壁、屋根修繕工事を行いました。

141ページにかけての目6文化センター管理費は、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー

人材センターへの委託料等、文化センターの維持管理に係る経費が主なものでございます。

目7 青少年育成費節18 負担金補助及び交付金、青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。

142 ページの目9 生涯学習振興費では、さかきふれあい大学を運営し生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ふれあい大学教養講座の開催に関わる経費が主なものでございます。コロナ禍での運営となり、前期については講座を中止せざるを得ない状況でありましたが、後期については講演会ほかマリimbaコンサート等、開催時期の状況を踏まえ、対策を講じた上での実施に努めました。

項5 保健体育費目1 保健体育総務費の一般経費では、スポーツ推進委員等への報酬や、町体育協会、スポーツ少年団等への補助を行いました。

143 ページにかけての各種スポーツ教室開設事業では、こちらもコロナ禍で、特に前期講座等については中止とした事業も多くありましたが、後期に実施したキッズスポーツ教室などの指導員謝礼が主なものでございます。

体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上げが主なもので、節12 委託料では、体育館の耐震改修工事に係る設計を行いました。体育施設整備事業の繰越事業につきましては、令和元年度事業として実施しました体育館耐震診断業務について、新型コロナウイルスの影響により審査会の開催が繰越しとなったものでございます。

144 ページにかけての目2 武道館管理費は、施設の管理に係るもので、指導員報酬のほか光熱水費など経常的な維持管理経費が主なものとなっております。

145 ページにかけての目3 食育・給食センター運営費につきましては、安心安全な学校給食の提供を図るとともに、児童生徒に栄養バランスの取れた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図りました。主に職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託に係る経費となっております。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、145 ページからの款11 災害復旧費につきましては、令和元年東日本台風災害による被災箇所の復旧に係る経費でございます。146 ページの項1 農林水産業施設災害復旧費目3 農地災害復旧事業費、繰越農地災害復旧事業費では、国庫補助事業により千曲川河川敷内における農地復旧工事に係る実施設計業務を委託し、上五明区の下河原及び東河原地区、四ツ屋区の四反田地区における農地災害復旧工事を実施しました。

建設課長（関君） 続きまして、項2 公共土木施設等災害復旧費目1 道路等災害復旧費、繰越道路等災害復旧事業は、台風19号により被害を受けた上五明中河原地籍の町道0577号線の災害復旧工事費でございます。

次に、目2 道路橋梁災害復旧費繰越道路橋梁災害復旧事業は、令和元年度から繰り越している昭和橋の災害復旧工事の工事費でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、目4消防施設災害復旧費は、消防ポンプ操法訓練場の移転による復旧事業で、鼠橋運動場内に復旧し、本年4月30日に竣工となっております。

財政係長（細田さん） 続きまして、147ページにかけての款12公債費につきましては、長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

款14予備費につきましては、令和2年度における支出はございませんでした。

次に、令和2年度主要施策の成果及び実績報告書の2ページでご報告いたしております地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。令和2年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次の実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で支払う元利償還金に、一部事務組合等が起こした起債分としての町の負担分を含めた額が町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年から0.1ポイント減の9.0%となっております。

次の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年に引き続きマイナスであることから、町の財政健全化判断の基準となる4つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移しているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額89億3,692万3,118円で、前年度対比プラス31.2%、21億2,293万2千円の増額となっております。なお、予算に対する執行率は、全体で98.0%でございます。

以上で、令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで換気のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時36分～再開 午後 2時46分）

議長（小宮山君） 再開します。

次に、日程第13「議案第52号」から日程第17「議案第56号」までの5件は、令和2年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日、実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和2年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

なお、この意見書は、去る8月27日ですが、地方自治法第198条第9項の規定に基づいて町長に報告し、議長に提出してございます。

監査は、この意見書の後ろのほう18ページにつづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

まず、審査の概要についてですが、審査の期間は7月19日から8月2日までと、8月12日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。

審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和2年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。記載されております5つの会計でございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また、決算審査に併せまして、次の監査も実施いたしました。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和2年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は、坂城町文化協会及び坂城町体育協会の令和2年度歳入歳出決算を取り上げました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月12日に実施いたしました。

審査の対象となる資料は、法律及び政令で定める決算附属書類として記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和2年度施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類等を基にしまして、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等より主要施策の成果及び実績報告書を基にしまして事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。

基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。なお、例月監査におきましても、毎月、基金残高を確認しているところであります。

また、町が補助金を交付している団体として、坂城町文化協会及び坂城町体育協会につきましても関係書類を持参いただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その使途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、その比率の

算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認し、担当課から説明を聴取して行いました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。坂城町文化協会及び坂城町体育協会についても正確に処理されており、適正であると認めました。

また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要についてですが、既に内容については開示されております。改めて確認しながら、適宜、意見を添えながら説明させていただきます。

まず、総括として、令和2年度の決算について、一般会計と特別会計をまとめて表示されております。一般会計は、歳入総額が90億489万2,490円、歳出総額は89億3,692万3,118円になりました。歳入歳出差引残高は6,796万9,372円となりました。

一方、特別会計ですが、4会計の合計額をもって歳入歳出総額を記載しております。本年度は一般会計において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国からの補助金交付を受けて、歳入総額及び歳出総額が共に大きく増加しております。その結果として、一般会計の歳入歳出差引残高については6,796万9,372円となり、前年と比較して7,957万9,672円減少しております。

特別会計4会計について歳入歳出の差引残高の合計は増加しておりますが、全会計の合計額については1億7,680万7,909円となりまして、前年と比較して5,147万9,369円の減少となっております。

一方、基金の残高が本年度も増加しておりますので、坂城町全体の資金残高は前年に比較して増加している結果となっております。財政状態は健全な状況にあると認められますが、コロナ禍にあつて、今後、厳しい経済環境が見込まれます。引き続き、この財政状態を維持できることを期待しております。

4ページになりますが、財政指標について取りまとめました。主要な4つの指標であります。いずれも比率をもって評価するものであります。一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は88.4%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になりますが、数値は前年に比較して若干悪くなっております。分母となる町税、とりわけ法人町民税の収入と分子となる経費等の数値が小さくなる結果と考えます。引き続き、経費の抑制に十分な配慮をお願いするところであります。

次に、財政力指数は0.704であります。財政需要額を自力の財政収入額で賄えるかどうか

という基準です。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われております。普通交付税の算定の基礎にもなります。坂城町においては、引き続き、この水準を維持し財政健全化に向けて努めていただきたいと思います。

公債費比率は5.1%、実質公債費比率は9.0%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合でございます。なお、当町では実施しておりませんが、繰上償還分は除かれることになっております。また、実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であります。それぞれの数値は財政に負担のない数値と判断しております。

なお、本年度は起債額が返済額を上回りました。借入金の残高が増加しております。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加することになり、財政に対する負担割合が増す関係にあります。運用には財政規模との均衡を保ちながら、引き続き留意する必要があると思っております。

次に、一般会計の詳細についてまとめました。

決算額について、繰返しになりますが、歳入総額が90億489万2,490円、歳出総額は89億3,692万3,118円、歳入歳出差引残高は6,796万9,372円となり、そのうち2,500万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の4,296万9,372円を翌年度へ繰越しとしております。

歳入の状況について、収入済額は前年度に比較して20億4,335万1,614円の増となっております。

収入状況を款別に表にしております。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。とりわけ本年度は、新型コロナの対応として款14の国庫支出金の収入済額が着目される結果となりました。

6ページになりますが、歳入のうち、町税の状況についてまとめました。

まず、税目別に区分しまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税について、それぞれの収入状況であります。

収入済額は25億3,741万2,517円で、前年度比8.5%の減となっております。町民税の収入済額は10億6,351万1,913円で、前年度と比較して19.3%の減となっております。そのうち、個人の町民税は4.2%の増加ですが、法人の町民税は2億8,285万9,200円で、前年より50.3%の大幅な減となりました。

また、収入率について、現年課税分で99.3%となり、前年に比較して僅かな減少であります。分子となる収入済額及び分母となる調定額が共に減少していた結果と考えます。町全体としては93.2%で、前年に比べ0.5ポイントの減となりました。これは不納欠損処理の結果と考えます。

一方、収入未済額の残高が1,806万1,476円となり、前年より272万7,235円増加しました。これは新型コロナ緊急経済対策による徴収猶予が影響したものと思われま

納額の解消に大変ご苦労されているところではありますが、引き続き、徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

なお、不納欠損の処理については地方税法の規定に基づくものであり、やむを得ないものとして認めました。

一方、歳出の状況についてですが、歳出額は前年度に比較して21億2,293万1,286円の増となっております。

支出の状況を款別に表にしてあります。項目として、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比について記載のとおりであります。

また、令和2年度の主な事業をまとめておりますが、とりわけ2年度は、新型コロナに対応して多くの事業に充当されております。大変な年度であったと認識しております。各事務事業につきましては誠意取り組まれていると感じております。引き続き、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに取り組まれ、適切かつ効率的な予算の執行を望んでおります。

特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出決算額は表のとおりであります。各会計ごとに収納の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明を省略させていただきます。

ページは11ページになるんですが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。

決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

次に、基金の運用状況についてです。一般会計では新たに2つ増え、18基金、特別会計では2基金となっております。一般会計における基金の積立は適正な方法により積み立てられ、基金の取崩しは設置目的に沿って実施され、その処理は適切であると認めました。特別会計における基金の運用は事業遂行のために必要なものであり、その処理についても適切であると認めました。

14ページになりますが、工事検査であります。8月2日において、本年度施工された工事のうち、記載の4か所について巡見いたしました。工事等検査箇所調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり施工されていることを確認しております。

次に、指摘事項でございます。

まとめ方として、一般会計については各課ごとに、また、特別会計については会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。なお、記述には至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしているところでもあります。

また、財政援助団体については、監査の折に、その内容を伝えてあります。個々の内容については省略いたします。お目通しいただきたいと思っております。

最後になりますが、財政健全化に基づく健全化判断比率であります。既にそれぞれのお立場で報告されているところではありますが、書面に記載されておりますので、それに沿ってご説明いたします。

この法律は、地方公共団体の財政状態について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。法律の立法趣旨からして、かなり厳しい算定基準が設けられていると認識いたしております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも決算が赤字の場合に限り数値が表示されますので、当町においては数字が入らないという結果になりました。

実質公債費比率は前段で説明しましたとおりであります。9.0%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされていると言えます。

将来負担比率は一般会計等地方債残高のほか、葛尾組合等の一部事務組合、また広域連合などが抱える債務のうち、坂城町の負担分を含めた債務の総額を標準財政規模で割った比率でございます。債務見込額と財源充当額との比較になります。財源充当額が債務見込額を上回る場合には数値が入りません。当町において、本年度は地方債の残高が増加しましたが、基金の積立残高が増加するという結果になりましたので、数値が入らない状況になっております。これは、昨年も引き続きの状況でございます。

資金不足比率は、公営企業会計としての下水道事業の資金が充当されておりますので、これも数値が入りません。

坂城町の数値は、全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き、将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上です。令和2年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3日から9月8日までの6日間は、議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から9月8日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月9日午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時15分)